

⑦ 国民健康保険税の納め忘れはありませんか

令和2年度国民健康保険税第8期の納期限は、3月1日(月)です。まだ納付をされていない方は、早めの納付をお願いします。

また、令和2年度随時期の納付書をお持ちの方は、納期限をご確認のうえ期限内の納付をお願いします。

なお、令和3年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬頃に発送を予定しています。

※納期限を過ぎたものは、コンビニエンスストアで納付できませんので、金融機関または市役所各支所の窓口でご納付ください。

※国保税の納付は、納め忘れのない口座振替を利用すると大変便利です。口座振替は市内金融機関または郵便局の窓口で預貯金通帳と通帳のお届け印を持参のうえ、お申し込みください。

問 保険年金課(内線144)

⑧ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律により義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんの協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

問 下水道課(内線71111) 環境保全課(内線126)

(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4004

茨城県県民生活環境部環境対策課 Tel 029-301-2966

**マイナンバーカードの申請がお済みでない方に対して、
地方公共団体情報システム機構から
「マイナンバーカード交付申請のご案内」が届きます。
ぜひこの機会にカードの申請をお願いします。**